



令和8年度 糸満市職員採用候補者試験案内

申込期間

【1. 保育教諭（追加募集）】

令和8年10月6日（火）15時～令和8年10月23日（金）17時

【2. 上級土木、上級建築、土木職・建築職（通年募集）】

令和8年10月6日（火）15時～令和9年1月15日（金）17時

- ※1）上記1、2いずれの職種も、申し込みはインターネットから行ってください。
※2）上級土木等の通年募集を実施する試験区分は、採用予定人数を確保する見通しが立った時点において、申込期間内であっても募集を終了する場合があります。

第一次試験日（基礎能力検査）

【1. 保育教諭（追加募集）】

令和8年10月30日（金）～令和8年11月13日（金）

【2. 上級土木、上級建築、土木職・建築職（通年募集）】

随時（ただし、第一次試験の実施は令和9年1月下旬まで）

- （※）第一次試験（基礎能力検査）は、テストセンター方式で実施します。
テストセンター方式とは、設定された受験期間中の都合が良い日に、都合の良い会場を予約し、パソコンで受験する試験方式です。

- （※）最終合格者に対し、令和8年度内での採用について協議をさせていただく場合があります。（保育教諭を除く）

問い合わせ

糸満市役所 総務部 人事課 人事研修係（3階）
〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
電 話 098-840-8117（人事課直通）
098-840-8111（代表）
F A X 098-840-8112

令和8年度糸満市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和8年10月6日

1 職種・試験区分・採用予定人数及び受験資格等

(1) 下表の各職種（試験区分）における「受験資格」の項目は、すべて満たす必要があります。（受験申し込みは、下表のうち一試験区分に限ります。）

種	採用 時期	試験 区分	採用予定 人数	受験資格
一	令和 9年 4月	保育教諭	若干名	① 平成7年4月2日以後に出生した者 幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する者 又は令和9年3月31日時点で資格取得見込みの者
行政職 I	令和8年度内又は令和9年4月（*注1）	上級土木	若干名	① 昭和59年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく4年制大学（短期大学を除く）卒業した者、又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者 （*注2） ③ 次のいずれかに該当する者 ア 大学等において土木に関する専門課程を履修した者 イ 令和8年10月6日現在、2級土木施工管理技士以上の資格を有する者 ウ 令和8年10月6日現在、技術士補以上（建設、上下水道、農業、森林、水産部門）の資格を有する者 （*注3）
		上級建築	若干名	① 昭和59年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく4年制大学（短期大学を除く）卒業した者、又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者 （*注2） ③ 次のいずれかに該当する者 ア 大学等において建築に関する専門課程を履修した者 イ 令和8年10月6日現在、2級建築士又は2級建築施工管理技士以上の資格を有する者

行政職Ⅱ	令和8年度内又は令和9年4月（*注1）	土木職・建築職	若干名	① 昭和59年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者若しくはこれと同等と認められる学校を卒業した者で土木又は建築関係の設計、工事監理等の実務経験が令和8年10月6日現在において5年以上（高等学校等において専門課程を履修した者は、実務経験3年以上）を有する者 ③ 次の（ア）～（ク）の資格のうちいずれかを有する者 （ア） 土木施工管理技士（1級・2級） （イ） 技術士補以上（技術部門が建設、上下水道、農業、森林、水産部門）の資格を有する者（*注3） （ウ） R C C M（機械・電気電子・廃棄物除く） （エ） 土地区画整理士 （オ） 測量士 （カ） 建築士（1級・2級・木造） （キ） 建築整備士 （ク） 建築施工管理技士（1級・2級）
------	---------------------	---------	-----	---

（*注1）上級土木、上級建築、土木職・建築職は、令和8年度内又は令和9年4月の採用を予定していますが、最終合格者（内定者）と調整の上で採用日（勤務開始日）を決定することとします。

（*注2）「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことのある者、同法第104条第7項に該当する者及び学校教育法施行規則第155条第1項各号に該当する者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれに該当します。

（*注3）技術士（建設、上下水道、農業、森林、水産部門）の第一次試験合格者を含みます。

（2）欠格事項（次のいずれかに該当する者は受験できません。）

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 糸満市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）保育士特定登録取消者の確認について

保育教諭の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用候補者試験の最終合格者の発表から採用内定までの間に、「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者（児童生徒暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等）に該当するかどうかを確認します。

この照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合、採用しない場合があります。

(4) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、内定後に特定性犯罪の前科の有無をこども家庭庁へ照会します。

特定性犯罪の前科がある場合は、同法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考の過程において、特定性犯罪の前科がない旨の誓約書を提出していただきます。なお、虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、以下の条文を参照してください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

2 試験の日時、会場及び合格者発表

試験は第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験合格者についてのみ実施します。

<試験の日時・会場・合格者発表>

第一次試験	【試験区分】 保育教諭（追加募集） 【日 程】 令和8年10月30日（金）～令和8年11月13日（金） ※上記日程のうち1日 【会 場】 全国のテストセンター		
	試験区分	試験科目	合格者発表
	保育教諭 （追加募集）	● 教養試験（基礎能力検査） ● パーソナリティ検査 （パソコンを使用したテストセンター方式による試験）	令和8年11月20日（金）15時 糸満市役所1階市民ホール掲 示板に合格者の受験番号を掲 示するほか、糸満市ホームペー ジに掲載します。 ※電話での確認には応じられま せん。合格者には別途通知しま す。
	【試験区分】 上級土木、上級建築、土木職・建築職（通年募集） 【日 程】 随時（ただし、第一次試験の実施は令和9年1月下旬まで） ※上記日程のうち1日 【会 場】 全国のテストセンター		
	試験区分	試験科目	合格者発表
	上級土木 上級建築 土木職・建築職 （通年募集）	● 教養試験（基礎能力検査） ● パーソナリティ検査 （パソコンを使用したテストセンター方式による試験）	随時

第二次試験	試験区分	試験日	最終合格者発表
	保育教諭 (追加募集)	令和8年12月5日(土) 予定 ※詳細は第一次試験合格者へ通知します。	令和8年12月下旬予定
	試験区分	試験日	最終合格者発表
	上級土木 上級建築 土木職・建築職 (通年募集)	随時 (ただし、第二次試験の実施は令和9年2月初旬まで) ※詳細は第一次試験合格者へ通知します。	随時 (ただし、最終合格者の発表は令和9年2月下旬まで)

3 試験の内容

	科目	試験区分	試験内容
第一次試験	基礎能力検査 パーソナリティ検査	保育教諭	短大・専門卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語
		上級土木 上級建築	大学卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語
		土木職・建築職	高校卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語

※第一次試験合格者は、第一次試験すべての試験科目の基準点を満たした者のうち、合計点の高い者から成績順に決定します。

第二次試験	作文試験	指定されたテーマに基づき、作文試験を行います。 (全試験区分)
	口述試験	主として人物について個別面接による試験を行います。 (30分程度)(全試験区分)
	実技試験	「ピアノ」及び「保育の実際」の実技試験を行います。 (保育教諭のみ)

※第二次試験の詳細については、第一次試験合格者に通知します。

4 受験申込方法（第一次試験）

（１）申込方法

インターネットによる申し込みのみとなります（詳細は下記（２）及び 12 ページ参照）。パソコン又はスマートフォンにて以下のページにアクセスし、受験申し込みを行ってください。

なお、電子申請による方法が事情により困難な方は、糸満市役所人事課（098-840-8117）までお問い合わせください。

※インターネットによる申し込みは 24 時間可能です。

※電話によるお問い合わせは土日祝祭日を除く 8：30～17：15 までの時間となります。

【URL】

<https://public-connect.jp/employer/34989>

【QRコード】



(2) 申し込みに関する留意事項

- ①申し込みにはご自身のメールアドレスが必要です。ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「@city.itoman.lg.jp」、「@cbt-s.com」、「@public-connect.jp」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。
- ②インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となります。
- ③申込期間中は 24 時間いつでも申込可能ですが、システムの保守・点検等のため予告なく停止する場合があります。
- ④申し込み締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがあります。また、予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いませんので、余裕を持って申し込み手続きを行ってください。

<全試験区分共通>

- *受験申込は一つの職種試験区分に限ります。複数申し込んだ場合は、申し込んだすべての職種・試験区分の申し込みを取り消します。
- *受験申込が完了すると、受験票を確認することができます。受験票は申し込みの完了確認にもなりますので、申込期間内に必ずご確認ください。

(受験票確認方法)

[PUBLIC CONNECTログイン] → [マイページ] → [エントリー一覧]
→ [受験票]

- *申込後に「@cbt-s.com」のドメインより受験案内メールを送信します。メールに記載のURLから試験会場を予約し受験してください。
- *保育教諭は、令和8年10月28日（水）までにメールが届かないときは、速やかにご連絡ください。上級土木、上級建築、土木職・建築職は、申し込みから1週間以内にメールが届かないときは、速やかにご連絡をください。

(連絡先) 糸満市役所総務部人事課 TEL (098) 840-8117

5 職務内容等

市長事務部局、教育委員会、上下水道部等において各々の業務に従事します。
(※専門職においても、一般的な行政事務があります。)

6 採用候補者名簿の作成、採用の決定について

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて採用を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用とならない場合があります。
- (3) 採用候補者名簿の登載有効期限は、名簿登載の日（第二次試験合格発表の日）から1年間とします。
- (4) 卒業見込みの者で令和9年3月31日までに卒業できない者は、採用される資格を失います。
- (5) 上級土木、上級建築、土木職・建築職は、令和8年度内又は令和9年4月の採用を予定していますが、採用予定日を基準として、最終合格者（内定者）と調整の上で採用日（勤務開始日）を決定することとします。また、保育教諭は令和9年4月1日の採用を予定し

ています。

7 給与・勤務条件等

(1) 採用時における給料額は、試験区分に応じておおむね次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

・保育教諭

216,500 円 (1 級 15 号給)

・上級土木、上級建築

232,000 円 (1 級 25 号給)

・土木職・建築職 (初級+実務経験5年の場合)

232,000 円 (1 級 25 号給)

なお、職務経験等に応じて給料額 (号給) に一定の基準で加算調整が行われます。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給要件に応じて支給されるほか、期末勤勉手当が支給されます。

(2) 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分 (1日7時間45分)、月曜日から金曜日までの週休2日制です。ただし、消防職や出先機関、施設勤務等、勤務体制の異なる部署もあります。

休暇は年次有給休暇 (1年に20日)、病気休暇、介護休暇及び各種特別休暇等があります。

8 成績開示

職員採用試験の結果については、受験者本人において口頭または筆談で開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類等 (運転免許証等) を持参し、午前9時から午後5時までに申し込んでください。なお、土・日曜日及び祝祭日、平日の12時から13時は受け付けできません。また、電話・手紙等による申し込みはできません。

対象者	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験受験者	第一次試験の得点及び順位	それぞれの試験の合格発表から1か月間	糸満市役所 総務部 人事課 (3階)
第二次試験受験者	第二次試験の得点及び順位		

9 その他注意事項 (第一次試験)

<全試験区分共通>

(1) 車椅子を利用される方は、受験申し込みの際に申し出てください。

(2) 試験時間中は携帯電話、スマートフォン等の電子通信機器の使用は禁止します。必ず電源を切ってください。(時計機能としての使用も禁止します)

<全職種>

(1) 第一次試験の会場 (テストセンター) は、全国47都道府県に約300か所以上用意されています。

- (2) 第一次試験の会場（テストセンター）の座席には限りがありますので、予約が集中した場合、希望する日時と会場で受験できないことがあります。余裕を持って予約してください。
- (3) 受験予約は選択した受験日の前日 14 時まで変更することができますが、それ以降の変更はできません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできません。
（遅刻等で受験できなかった場合も同様となりますので、時間を厳守してください。）
- (4) 受験当日は顔写真付きの身分証明書（免許証等）を持参してください。
- (5) 試験会場では試験監督官の指示に従い受験してください。
- (6) 台風時の取扱いについては、糸満市又はテストセンターからメール等にて連絡します。

問い合わせ

糸満市役所 総務部 人事課（3 階）
〒901-0392 糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
電話 098-840-8117（直通）
098-840-8111（代表）

《申込から第一次試験当日までの流れ》

【試験区分：全職種】

